

(様式 1)



報道資料

令和 6 年 1 月 29 日

1 件 名 生成AI（チャットGPT）の導入について

2 内 容

本市では、試験的に導入しておりました生成AI「チャットGPT」につきまして、山口市デジタル・トランスフォーメーション推進本部に設置した、生成AI検討ワーキングを中心に効果検証した結果、業務効率化や市民サービスの充実に繋がると評価したことから本格導入します。

1. 導入日 令和 6 年 2 月 1 日

2. 導入手法 LOGOチャットの追加機能「LOGO AIアシスタント」

3. ガイドラインの遵守

「山口市生成AI利用ガイドライン」に基づき、適切に運用します。

3 問い合わせ

山口市総務部デジタル推進課（担当：東）

TEL 083-934-2755

生成A I（チャットG P T）の導入について

生成A I（Chat G PT）について

生成A Iとは、大量データの学習により、入力された問い合わせ（プロンプト）に応答して、文章（テキスト）や画像、音楽など多様な領域で独自に新しいコンテンツを生み出すことができるA I（人工知能）のことである。

Chat G PTは、Open A I社が開発した大規模言語（L MM）モデルを用いた対話型の生成A Iであり、一連の対話文脈を処理し、自然な応答を生成することができるものである。

導入手法について

本市が導入している自治体専用チャットツール「L O G O チャット」の追加機能により導入。

- ・導入モデル：G PT-4. 0
- ・入力した内容が外部に学習されず、個人情報等の入力を検知する環境のもとで活用

生成A I検討ワーキンググループについて

山口市デジタル・トランスフォーメーション推進本部内に、「生成A I検討ワーキンググループ」を設置した。（班員については、若手を中心とした事務職、技術職の計7名で構成）

アンケート結果について

・主な結果

質問内容	第1回結果	第2回結果
「仕事の効率が向上するか」の問い合わせに大幅に上がる又は上がると回答した割合	約75%	約80%
「時間が短縮されたか」の問い合わせに大幅に短縮した又は短縮したと回答した割合	約35%	約50%
「負担が軽減されたか」の問い合わせにとても軽減した又は軽減したと回答した割合	約40%	約50%

上記のとおり、Chat G PTを利用することにより、利用した職員の約8割が仕事の効率が向上すると回答し、約5割の職員が業務の時間が短縮、負担が軽減すると回答しており、Chat G PTの導入により業務効率化が見込める結果となっている。

山口市生成A I利用ガイドライン

【令和6年2月1日】制定

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、本市職員が業務でChatGPT等の生成AI（以下、「生成AI」という。）を利用する際に注意すべき事項を定めたものである。

生成AIは、業務効率の改善や新しいアイデア出しなどに役立つ一方で、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性がある。本ガイドラインの内容を十分に理解したうえで、適正に生成AIを利用するこことが重要である。

また、利用する生成AIの仕様や、利用可否について、ガイドラインで判断できない場合は、デジタル推進課や関係機関に確認するなどして、適正に運用することに努めなくてはならない。

本ガイドラインの目的を明確にしています。

2 対象とする生成AI

本ガイドラインが対象とし、山口市職員が利用できる生成AIは、入力情報を学習データとして利用しないものに限ることとし、当面の間、株式会社トラストバンクが提供する生成AI「ChatGPT 4.0」のみを対象とする。なお、株式会社トラストバンクが提供する生成AI「ChatGPT 4.0」以外の生成AIを利用する場合は、事前にデジタル推進課情報システム担当に問い合わせることとし、あわせてその生成AIを本ガイドラインの対象とする。

業務で利用できる生成AIについて明確にしています。

3 用途

生成AIの用途は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 文章の要約、翻訳又は平易に書き改めること。
- (2) 文章の文面を作成すること。
- (3) 文章を校正、改善すること。
- (4) 着想を得る又はアイデアを発展させること。
- (5) エクセルマクロ等のプログラムを作成又は修正すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、業務の効率化や行政サービスの向上に資すること。

生成AIの用途について明確にしています。

4 利用における遵守事項

職員が生成AIを利用する場合は、業務以外では利用せず、適切な利用を心がけること。

生成AIの利用状況については、デジタル推進課が必要に応じて確認することとしています。生成AIは、用途の範囲内において利用してください。

5 情報入力における遵守事項

生成AIに情報を入力（送信）する際は、知的財産権の処理の必要性や法規制の遵守という観点から、次の各号に掲げる事項を遵守し、適切な運用を行うこと。

- (1) 入力する情報は、第三者に公開又は提供可能なものに限る。
- (2) 個人情報等（氏名、住所、個人が特定できる属性等）は入力しないこと。
- (3) 業務を通じて入手した、守秘義務を課されている情報や、申請や届出などの業務を通じて特定の目的のために入手した情報は入力しないこと。

生成AIへの入力事項及び生成物については、原則として情報公開請求による公開の対象となります。

また、本市が現在利用の対象としている生成AIは、学習に利用されないものではありませんが、その上で個人情報の入力を禁止しているのは、個人情報を保有するに当たっては、特定された利用目的以外の目的のために個人情報を利用してはならないとされているためです。利用目的以外の目的に利用できる場合は、生成AIに個人情報を入力することに「本人の同意」、「相当の理由」又は「特別の理由」が必要となります。したがって、それらについて各所属で本人に同意を取る又は「相当の理由」等を検討することとなります、その労力をかけてまで個人情報を入力しようとするることは現実的な対応とは言えません。

さらに、本市が利用する生成AIについては、入力データが学習に利用されないものではありますが、その場合でも生成AI事業者のサーバにはデータが一定期間残ることとなるため、可能性は低いとしても、そのデータが利用される懸念は残ります。

6 生成物利用における遵守事項

生成AIを通じて得られた結果を利用する際は、次に掲げる事項を遵守し、適切な運用を行うこと。

- (1) 市が説明責任を負うことを踏まえ、得られた結果を業務に用いることが適當か、所属として意思決定すること。
- (2) 生成された情報の真偽や根拠などをよく確認し、誤った情報を発信しないように注意すること。差別用語や倫理に反する表現が含まれていないこと、著作権など第三者の権利を

侵害していないこと、公平性に問題がないことを確認し、必要に応じて加筆又は修正して結果を利用すること。

生成AIによる生成物は一見もっともらしい内容でも、情報が古いもの、不正確な内容を含んでいるものである可能性があることから、生成物に関する説明責任は生成AIシステムの使用者である職員の側にあることを踏まえ、利用内容の取捨選択、修正又は加工を行うこととしています。

生成AIは、意味を理解して生成物を出力しているわけではないことから、単純な事実関係の誤りを平気で出力するケースがあることや、インターネット上の情報を学習して作られており、意図しない偏見等が含まれている可能性もあることから、生成物の利用においては各所属において慎重に検討する必要があります。

7 その他

問題が発生したときは直ちに情報セキュリティ管理者（所属長等）及びデジタル推進課に報告し、必要な措置を検討、実施すること。

生成AIを利用したことにより問題が発生した場合には、各所属で速やかに対応してください。